

## 利用料金の減免基準

利用料金の減免に当たっては、受益者負担の原則の例外として、以下に定める基準に基づき、真に必要な場合に限定して減免制度を適用することとする。

### 1 利用料金の免除

次に掲げる場合は、利用料金の額の全額を免除することができる。

#### ①全ての施設の利用料金を免除する場合

公用又は公共用で利用する場合など、利用料金を免除することについて合理的な理由があると認めるときは、免除する。

- 国又は地方公共団体が公の施設を利用するとき。
- 市立の保育園、小学校又は中学校が保育活動又は教育活動で公の施設を利用するとき。
- 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用に公の施設を利用するとき。
- 市又は教育委員会と共催で行事を行うために公の施設を利用するとき。
- 市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。
- 指定管理者が管理する施設において、指定管理者自らが利用するとき。
- 指定管理者が管理する施設において、指定管理者が指定管理の業務を遂行するに当たり、利用料金の免除が必要と認めるとき。

#### ②一部の施設の利用料金を免除する場合

免除する条件	免除する利用料金
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者が利用するとき。	●運動公園陸上競技場の利用料金のうち個人利用の利用料金 ●市民プール利用料金
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する者の介助のため現に付き添って利用するとき。(障害者1人につき、1人に限る。)	●運動公園陸上競技場の利用料金のうち個人利用の利用料金 ●市民プール利用料金

## 2 利用料金の減額

次に掲げる場合は、利用料金の額の50%を減額することができる。

ただし、減額は、次の団体の活動場所を考慮した上で、主として利用する施設に対し限定的に行うものとする。

- ①市が活動を支援している公益性のある市内の団体であって、規則で定める次の団体が利用するとき。

〔規則で定める団体〕

自主防災組織	白井市心身障害者福祉連絡協議会
白井市自治連合会・小学校区支部	白井市高齢者クラブ連合会・単位高齢者クラブ
市民自治組織（自治会等）	白井市シルバー人材センター
自主防犯組織	白井市小中学校PTA連絡協議会
白井市農業研究会	白井市青少年相談員連絡協議会
白井工業団地協議会	白井市スポーツ少年団・登録団体
白井市商工会	白井市体育協会・専門部
白井市社会福祉協議会	総合型地域スポーツクラブ
地区社会福祉協議会	白井市文化団体協議会
白井市ボランティア連絡協議会	社会教育関係認定団体
白井市民生委員児童委員連絡協議会	しろい市民まちづくりサポートセンター登録団体
白井市小学校区まちづくり協議会	

- ②市長又は教育委員会がその他特に必要があると認めるとき。

- ③指定管理者が管理する施設において、指定管理者が指定管理の業務を遂行するに当たり、利用料金の減額が必要と認めるとき。